

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	4,500	4,500	—	0.0
(2)産業投資	1,000	1,000	—	0.0
うち 出 資	1,000	1,000	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	3,500	3,500	—	0.0
うち 国内債	1,300	1,500	△200	△ 13.3
うち 外 債	2,200	2,000	200	10.0
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	9,000	9,000	—	0.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	49,321	48,777	544	1.1
(2)産業投資	22,779	21,779	1,000	4.6
うち 出 資	22,779	21,779	1,000	4.6
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	29,266	30,871	△1,605	△ 5.2
うち 国内債	11,000	14,200	△3,200	△ 22.5
うち 外 債	18,266	16,671	1,595	9.6
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	101,366	101,427	△61	△ 0.1

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		26,000	26,000	—
(内訳)	一般投融資	24,000	24,000	—
	特定投資業務	2,000	2,000	—

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		26,000	26,000	—
(財源)	財政投融資	9,000	9,000	—
	財政融資	4,500	4,500	—
	産業投資	1,000	1,000	—
	政府保証	3,500	3,500	—
	自己資金等	17,000	17,000	—
	財投機関債	6,200	6,100	100
	政府保証（5年未満）	1,000	1,000	—
	民間借入金	2,800	2,800	—
	貸付回収金	21,923	21,001	922
	うち繰上償還	500	500	—
	借入金償還	△10,408	△9,241	△1,168
	債券償還	△8,449	△6,576	△1,873
	その他	3,934	1,916	2,018

## 財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

- ・(株)日本政策投資銀行(以下「DBJ」)は、平成20年10月1日に設立された「完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社」(株式会社日本政策投資銀行法第1条)である。
- ・「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日行政改革推進本部・政策金融改革推進本部決定)では、「新機関が完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築し、その信用力や企業価値を維持・向上できるように、政府は、財務基盤や資金調達等に係る措置を講ずる」とされ、また「自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財融借入を認める」とされており、それを受け、株式会社日本政策投資銀行法第22条及び第25条において財融借入と政府保証債発行の措置が規定されているところである。
- ・令和3年度についても、自己信用調達の拡大に最大限努力する一方、なお不足する金額について財政投融資を要求する。
- ・具体的には、政府の「骨太の方針」「成長戦略」等に配意し、強靱なインフラ構築(送電網整備、地域交通網維持等)、ポストコロナ/ウィズコロナの新しい未来を創るイノベーション、規制改革等も踏まえた企業の競争力強化等への対応に加え、オープンイノベーションの促進、地域における中堅・中小企業の成長促進に向けた取り組みに対するきめ細かいリスクマネー供給にも一層重点を置くこととし、事業計画額(以下、「投融資規模」)は2兆6,000億円とする。このために必要な資金のうち、1兆7,000億円を自己資金等で賄い、なお不足する9,000億円について財政投融資を要求する。

### <官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(平時における公的金融機能)

- ・DBJの投融資業務のうち、平時において「公的金融機能」を有するものとしては「特定投資業務」が挙げられる。
- ・「特定投資業務」は、我が国の企業競争力強化や地域活性化を実現するために民間金融機関等と協調してリスクマネー供給を行うための枠組みであり、産業投資を活用した法定業務として平成27年6月に開始された(当初、投資期限は令和3年3月迄、業務完了期限は令和8年3月と設定)。
- ・「特定投資業務」においては、民間金融機関等との協調を図るべく、「特定投資指針」(財務省告示第百八十八号)により「特定投資」からの投融資額を対象事業の総額の50%以下とすることが原則とされており、DBJには、リスクマネー供給における「呼び水効果」の発揮が期待されている。
- ・結果として、令和元年度までの累計で7,171億円の支援決定を実施し、それに対し約4兆円の呼び水効果を発揮したが、民間による投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足していることを踏まえて令和2年5月のDBJ法改正がなされ、投資期限・業務完了期限がそれぞれ5年延長されたところである(業務完了期限：令和13年3月)。

- ・当行は引き続き、「特定投資業務」を通じて、民間による成長資金の供給促進、成長資金市場の創造・発展を図っていく。
- ・また、「特定投資業務」を適正に実施すべく、金融資本市場や産業界の外部有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置し、「民間の補完・奨励」の観点を含め、評価・監視を受けている。
- ・法定業務の「特定投資業務」に加え、当行は、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（通称：低炭素投資促進法）」（平成22年法律第38号）、および、「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）における「指定金融機関」（なお、所謂イコールフットィングスキームに則し、指定金融機関となるための申請は当行のみならず民間金融機関も可能な仕組みとなっている）として、それぞれの政策目的に合致した事業に対する長期資金の融資（ツーステップローン）も行っている。

（危機時における公的金融機能）

- ・DBJの投融資業務のうち、危機時において「公的金融機能」を有するものは「危機対応業務」である。
- ・DBJは、平成20年度の株式会社化以降、「指定金融機関」として、平成20年度から平成22年度にかけての金融危機対応、平成22年度以降の東日本大震災対応という二つの大規模な危機への対応を中心に、令和2年3月末までに累計6.2兆円の危機対応融資を実行済（この間、平成27年5月のDBJ法改正により、当行は「当分の間」「危機対応業務を行う責務を有する」ものとされた）。
- ・また、新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年3月に「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定され、令和2年8月末までに約1.9兆円の危機対応融資を実行済である。
- ・危機対応業務の実施にあたっては、「危機対応認定に係る通知文」および「危機対応認定に係る要綱」等に則し、民間金融機関との協調を前提として、危機時における量的補完機能を果たすこととしており、今後も法定業務としての危機対応行業務を民間金融機関等と協調しつつ適切に執行していく所存である。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

- ・上記「1.」と同様。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

- ・上記「1.」と同様。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

- ・令和3年度については、強靱なインフラ構築、イノベーションの推進、規制改革等も踏まえた企業の競争力強化、コロナの影響からの迅速な回復と成長、地域活性化等を積極的に支援すべく、合計9,000億円の財政投融資を要求する。なお、下表の通り、過去3ヶ年において措置された財政投融資については、適切に執行されている。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	29年度	30年度	元年度
運用残額	43億円	68億円	97億円
運用残率	0.4%	0.9%	0.8%

<その他>

## 5. 上記以外の特記事項

・なし。

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

# 産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

(事業名：特定投資業務)

## 1. 産投事業の内容

### (1) 具体的な事業内容

- ・平成27年6月より法定業務として開始した「特定投資業務」は、民間金融機関等と協調し、我が国の企業競争力強化や地域活性化を実現するためのリスクマネー供給を行うための産業投資を活用した枠組みである。
- ・平成31年度（令和元年度）においては、「DBJイノベーションエコシステム活性化ファンド」を設置し、ベンチャーへの出資（LP出資、新株予約権付社債等も含む）によるイノベーション促進・競争力強化や、地銀との共同による観光ファンドへの出資による地域活性化などに取り組んだ。
- ・また、令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響拡大に対処すべく「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を設置し、コロナウイルスの影響を受けた企業の回復・成長に向けた取り組みに対する支援体制を構築した。

### (2) 必要とする金額の考え方

- ・令和3年度については、政府の「骨太の方針」「成長戦略」等に配意し、オープンイノベーションの促進や地域における中堅・中小企業の成長促進に向けた取り組みに対するきめ細かいリスクマネー供給にも一層重点を置きつつ、投融資規模は2,000億円とし、産業投資1,000億円を要求する。

### (3) 見込まれる収益

- ・「特定投資業務」のこれまでの実績としては、投融資に伴う資金運用収益等により当期純利益は累計で約124億円となっている。令和2年3月期においては、大型案件の投資回収等により当期純利益70億円を計上した。
- ・今後についても、業務実施に当たっては、下記2. 記載のリスク管理体制の下、十分なデューデリジェンスを通じた事業の収益性評価に基づき、内部規程に従って、リスクに応じた適正なリターンを設定するとともに、適切なモニタリングを実施することにより、長期かつ安定的な収益を見込む。

### (4) 民間資金の動員の蓋然性

- ・「特定投資業務」では、「特定投資指針」（財務省告示第百八十八号）により「特定投資」からの投融資額を対象事業の総額の50%以下とすることが原則とされており、DBJには、リスクマネー供給における「呼び水効果」の発揮が期待されている。
- ・結果として、令和元年度までの累計で7,171億円の支援決定に対し、約4兆円の呼び水効果を発揮しているところ。

## 2. リスク管理体制

- ・ 個別の投資案件毎の執行管理については、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制を働かせつつ、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性等を審査している。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議し、適切な与信運営を行う管理体制を構築している。
- ・ 残高管理については、信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスクといった管理すべきリスクにつき、その管理部門を明確化し、リスク統括部を統括部門として、必要なリスク管理態勢を構築している。また、取締役会の定めた統合的なリスク管理に関する基本方針に基づき、各リスクについての重要事項の審議及び定期的なモニタリング等を行っている。

# 政府保証について

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

## 1. 政府保証の考え方

### (1) 政府保証国内債

- ・「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月17日財政制度等審議会 財政投融资分科会）では、DBJは「政府保証債に係る4類型」のうち、類型ⅰ（民営化の方向性が示されている機関について市場からの資金調達を原則とする形態への円滑な移行を図るための措置としての政府保証債の発行）に該当。
- ・（財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方）記載の通り、株式会社日本政策投資銀行法第25条において政府保証債発行の措置が規定されており、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行に向けて、政府保証債を発行することができる。

### (2) 政府保証外債

- ・上記（1）と同様。

### (3) 政府保証外貨借入金

- ・該当なし。

## 2. 必要とする金額の考え方

### (1) 政府保証国内債

- ・自己信用調達を最大限実施した上で、なお不足する金額の一部について、政府保証債を発行しているところ。ALM、過去の発行実績（平成30年度、平成元年度発行額1,500億円、令和2年度発行予定額1,500億円）及び政府保証外債の要求規模等を勘案し、令和3年度の政府保証国内債の発行については、1,300億円の要求とする。
- ・なお、令和3年度においても、日銀のマイナス金利政策による超低金利状態の継続が予想され、本邦社債市場における必要額の調達に支障を来すという事態も想定されることから、機動的かつ柔軟な起債運営及び安定した資金調達を可能とすべく、既に認められている政府保証国内債枠の政府保証外債枠への振替を引き続き要望する。

### (2) 政府保証外債

- ・本邦企業の海外子会社に対する資金繰り支援等に必要な外貨を調達するとともに、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行に向けて海外債券市場における認知度向上を図るべく、政府保証外債を今後も一定規模で継続的に発行することが必要である。
- ・令和3年度については、投資家への訴求力の高いベンチマークサイズ（10億米



ドル)での二度の起債を想定し、2,200億円の要求とする。

- ・なお、市場環境の変化によって機動的かつ柔軟な起債運営及び安定した資金調達を可能とすべく、既に認められている政府保証外債枠の政府保証国内債枠への振替も引き続き要望する。
- ・また、外貨建債の発行代わり金については、本邦企業の海外子会社に対する資金繰り支援等に充てるべく、当行の判断により本邦通貨に転換せず利用することが既に認められているが、斯かる運用を継続できるよう要望する。

### (3) 政府保証外貨借入金

- ・該当なし。

# 財投機関債について

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

## 1. 令和3年度における財投機関債の発行内容

- ・自力での安定した資金調達体制への円滑な移行に向けて財投機関債（社債）の発行規模を着実に拡大させてきた。
- ・但し、既に他の発行体（財投機関、事業会社等）と比較してもトップクラスの社債発行規模となっている上に、債券の発行環境は経済・金融情勢に左右されるため、従来同様投資家の動向を見極めながら、無理のない起債運営を行っていく必要がある。
- ・令和3年度については、今後の資金調達面において、財投機関債が引き続き重要な調達手段の一つとして位置付けられていることに鑑み、発行規模を6,200億円に拡大する予定としている。なお、発行に際しては、市場環境のみならず、ALMの観点にも配慮する。

(参考) 令和2年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

- ・発行予定額：6,100億円
- ・発行形態（予定）：普通社債等

## 2. 要求の考え方

- ・上述の通り、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行に向けて発行規模の漸増を図る。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「成長戦略フォローアップ」における以下4点の記載を踏まえ、市場環境や民間金融機関との協調にも配慮しつつ、「特定投資業務」等を通じたリスクマネーの供給に引き続き努めていくこととする。

- ① 「DBJが「特定投資業務」等を活用し、地域金融機関との共同投資、年金基金等との連携や民間ファンドへの出資を行い、責任ある投資家としてコーポレート・ガバナンス強化に貢献する」
- ② 「大企業とスタートアップ企業等のオープン・イノベーションへの投資、スタートアップ企業への大型投資、地域発のシーズへの投資など、民間資金が供給されにくい領域へのリスクマネー供給を令和2年度から強化する。また、DBJの「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を通じ、企業の迅速かつ着実な回復と成長を後押しするため、資本性資金の供給を行う」
- ③ 「DBJ等を通じたリスクマネー供給を拡大し、航空機市場への日本企業の参入を進める」
- ④ 「地域の中堅・中小企業の成長促進のため、DBJの「特定投資業務」等を活用して地域金融機関との共同投資を通じたノウハウの共有や人材育成を行い、地域で新たな事業と市場を創り出すリスクマネー供給の担い手を育成する」

## 財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社日本政策投資銀行）

### 1. 政策的必要性

- ・株式会社日本政策投資銀行法第1条において、「完全民営化の実現」を目的とする株式会社とされているため、従来のような政策評価は行われなかったものの、「政策金融改革に係る制度設計」においてDBJの「イメージ」とされた「これまで政策金融機関として培ってきた中立性、信頼性、公平性等を活かし、事業活動や地域経済において高度化・多様化する金融サービスへのニーズに幅広く応えられる民間金融機関となる」ことを踏まえた業務運営を行う所存である。

### 2. 民業補完性

- ・平成27年5月の株式会社日本政策投資銀行法の改正を経て創設された「特定投資業務」の実施に当たっては、法律上で、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又奨励することが義務づけられており、適切な運用を行っているところ。また、「特定投資業務」の実施に当たって従うべき指針である特定投資指針の中で、特定の政策目的に合致する案件については、原則として、当該目的のために時限的に設置された官民ファンドの役割を優先することとされており、引き続き、他の官民ファンドとの事業の重複が排除されるよう運営しているところ。

### 3. 有効性

- ・平成27年5月の株式会社日本政策投資銀行法の改正を経て、完全民営化の方向性を維持しつつ、①危機対応業務の義務化、②「特定投資業務」の創設等の措置が講じられ、これらの措置を講ずる間、政府による株式保有義務が定められることとなった。
- ・今後は、引き続き信用力や企業価値を向上させるとともに、適切な業務運営を図ることが施策の達成となる。

### 4. その他

- ・令和元年度末時点における自己資本比率は17.27%（連結普通株式等Tier1比率）となっており、メガバンクとの対比においても財務の健全性は確保されていることに加え、これまで培われた審査・調査のノウハウを活用し、投融資対象プロジェクトの採算性や企業の償還能力等について全件厳正な審査を行っているため、投融資業務の原資として借り入れた財政投融資資金についての償還確実性については、特段問題ない。

## 元年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

### 1. 決算についての総合的な評価

- ・令和元年度は、貸出金残高減少等により、業務粗利は前期比44億円減の1,121億円、当期純利益は前期比395億円減の469億円となった。
- ・総資産については、有価証券の増加に伴い前期末比5,920億円増加し、17兆4,194億円となった。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

##### ○資産

- ・資産の部の合計は、17兆4,194億円と前期末比5,920億円の増加となった。このうち貸出金は12兆5,213億円と前期末比5,418億円の減少となった。

##### ○負債

- ・負債の部の合計は、14兆459億円と前期末比4,616億円の増加となった。このうち債券及び社債は5兆6,918億円と前期末比3,950億円の増加、借入金は7兆8,824億円と前期末比745億円の増加となった。

##### ○純資産

- ・純資産の部は、3兆3,735億円と前期末比1,304億円の増加となった。

#### (2) 費用・収益の状況

- ・業務粗利は、貸出金残高減少等により、前期比44億円減の1,121億円となった。
- ・臨時損益は、株式償却費用等の計上により前期比266億円減の244億円を計上した。
- ・この結果、当期純利益は前期比395億円減の469億円となった。